



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 公安委員会規則		
*7 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
829 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課) 4
830 "	(") 4
831 "	(") 4
832 令和6年度後期技能検定の実施	(労働政策課) 5
○ 公安委員会告示		
31 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	 8
○ 警察本部告示		
7 JUIDA認定の民間資格取得委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	 10

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第7号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月3日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 安全運転管理者等(第13条—第14条の4) 第4章の2 自動車の使用制限等(第14条の5—第14条の7) 第5章～第8章 略 付則 第4章 略 第14条 略 (是正措置命令) <u>第14条の2 法第74条の3第8項の規定により、公安委員会が是正のために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書(別記様式第10号の2)により行うものとする。</u> (教習等) <u>第14条の3 施行規則第9条の9に規定する公安委員会の行う教習又は認定を受けようとする者は、教習申出書(別記様式第10号の3)又は安全運転管理者等資格認定申請書(別記様式第10</u>	目次 第1章～第3章 略 第4章 安全運転管理者等(第13条—第14条の3) 第4章の2 自動車の使用制限等(第14条の4—第14条の6) 第5章～第8章 略 付則 第4章 略 第14条 略 (教習等) <u>第14条の2 施行規則第9条の9に規定する公安委員会の行う教習又は認定を受けようとする者は、教習申出書(別記様式第10号の2)又は安全運転管理者等資格認定申請書(別記様式第10</u>

号の4) 2通をそれぞれ管轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 略

第14条の4 略

第4章の2 略

第14条の5～第14条の7 略

号の3) 2通をそれぞれ管轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 略

第14条の3 略

第4章の2 略

第14条の4～第14条の6 略

別記様式第2号中「日本産業業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第9号の4及び別記様式第9号の5中「第14条の2関係」を「第14条の3関係」に改める。

別記様式第10号の3中「第14条の2関係」を「第14条の3関係」に改め、同様式を別記様式第10号の4とする。

別記様式第10号の2中「第14条の2関係」を「第14条の3関係」に改め、同様式を別記様式第10号の3とする。

別記様式第10号の次に次の1様式を加える。

別記様式第10号の2 (第14条の2関係)

和歌山県公安委員会指令第 号

是正措置命令書

年 月 日

殿

和歌山県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次の理由により是正のために必要な措置をとることを命じます。

自動車の使用の本拠	位置	
	名称	
理由		
是正のために必要な措置		

----- き -- り -- と -- り -----

是正措置命令書番号	和歌山県公安委員会指令第 号(年 月 日付け)
受領年月日	年 月 日
勤務先の名称及び受領者	氏名 印
取扱者	所属 階級 氏名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号及び別記様式第11号の2中「第14条の3関係」を「第14条の4関係」に改める。

別記様式第11号の3中「第14条の4関係」を「第14条の5関係」に改める。

別記様式第11号の4中「第14条の5関係」を「第14条の6関係」に改める。

別記様式第11号の5中「第14条の6関係」を「第14条の7関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第829号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年9月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012000331	こころねケア	御坊市湯川町財部778-4	同行援護 行動援護	特定非営利活動法人フードバンク和歌山	御坊市湯川町財部778-7	令和6.7.12

和歌山県告示第830号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年9月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410555	就労支援事業所すのーどろっぶ	西牟婁郡上富田町岡1-1	就労継続支援A型	合同会社Dahlia	西牟婁郡上富田町岡1-1	令和6.7.16

和歌山県告示第831号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年9月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011610460	晃共同作業所	有田郡有田川町大字垣倉字畑垣内394-1	就労継続支援B型	株式会社MIN	海南市岡田21番地	令和6.8.31

和歌山県告示第832号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和6年度後期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和6年9月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施する等級別検定職種

(1) 特級

機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備

(2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(3) 2級

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

(4) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(5) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 特級

検定職種	手数料（1件）
機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	18,200円

(イ) 1級、2級、3級及び単一等級

検定職種	手数料(1件)
和裁、機械・プラント製図	13,300円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円
機械加工、工場板金、ロープ加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、電子回路接続	18,200円

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからdまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからdまでの区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額とする。

a 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びbからdまでに規定する在校生を除く。)

3級

検定職種	手数料(1件)
和裁、機械・プラント製図	4,300円
機械検査	6,100円
機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、広告美術仕上げ	9,200円

b 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生(公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。)(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)

2級

検定職種	手数料(1件)
和裁、機械・プラント製図	4,300円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円
工場板金、ロープ加工、シーケンス制御、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ	9,200円

c 在校生(dに規定する在校生を除く。)

3級

検定職種	手数料(1件)
和裁、機械・プラント製図	8,900円
機械検査	10,100円
機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、広告美術仕上げ	12,100円

d 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生(出入国管理及

び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、機械・プラント製図、広告美術仕上げ	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、令和6年12月5日（木）から令和7年2月16日（日）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和6年11月28日（木）から和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施期日
機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級及び2級	令和7年1月26日（日）
婦人子供服製造	2級	
シーケンス制御、配管	3級	
機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	特級	令和7年2月2日（日）
工場板金、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工、機械・プラント製図	1級及び2級	
時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	3級	
ロープ加工、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ	1級及び2級	令和7年2月9日（日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、広告美術仕上げ	3級	
電子回路接続	単一等級	

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和6年10月7日（月）から同月18日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和7年3月14日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級及び3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和6年9月3日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 審査の種別及び級

(1) 空港保安警備業務1級及び2級

- (2) 施設警備業務1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 審査日時
令和6年11月28日（木）午前10時から午後5時までの間
- 3 審査場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部 会議室8及び9
- 4 定員
合計5名
- 5 審査対象者
審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。
- (1) 和歌山県内に住所を有する者
 - (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
 - (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者
- 6 審査の種別及び級に応じた要件
- (1) 空港保安警備業務1級
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
 - (2) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
 - (3) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備1級に合格していること。
 - (4) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。
 - (5) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。
 - (6) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。
 - (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。
 - (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
 - (9) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
 - (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。
- 7 審査の方法
学科試験及び実技試験とする。
なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申請期間

令和6年10月8日（火）から同月10日（木）までの3日間の各日とも午前9時から午後5時までの間

9 審査申請書等の提出に関する手続

(1)に掲げる審査申請書等を(2)に掲げる提出先へ提出すること（郵送による申請は受け付けない。）。

(1) 審査申請書類等

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）

オ その他

(ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1通

(イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

(ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1通

(エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は要しない。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎を含む。以下同じ。）

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

10 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参することとし、旧合格証を持参しない者は、審査を受けることができない。

(2) 審査当日は、実技試験を受けやすい服装とすること。

(3) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

11 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係

電話番号 073-423-0110（内線3046・3047・3048）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、JUIDA（一般社団法人日本UAS産業振興協議会（Japan UAS（無人航空機システム（Unmanned Aircraft Systems） Industrial Development Association）をいう。以下同じ。）認定の民間資格取得委託業務

に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年9月3日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

令和6年度

(2) 調達役務の名称

JUIDA認定の民間資格取得委託業務

(3) 調達役務の仕様等

JUIDA認定の民間資格取得委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) JUIDA認定ドローンスクールであること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

オ 誓約書

カ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

キ 2の（8）に掲げる要件を満たすことを証する書面

(2) 資格審査申請時点で既に和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていること

が確認できる書類をもって、(1)のイからオまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) (1)のア、オ及びカに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年9月3日（火）から同月24日（火）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年9月3日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年9月3日（火）から同月13日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年9月3日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部警備部警備課災害係に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和6年9月3日（火）から同月24日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年9月3日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の(1)イ、エ及びカに掲げる申請書類については、令和6年9月24日（火）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和6年9月24日（火）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

和歌山県警察本部警備部警備課災害係
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（内線 5756）
ファクシミリ番号 073-422-7652
メールアドレス e8302001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和6年10月10日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年10月17日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年10月24日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。